

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第52号）

1 不動産取得税

- (1) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長することとした。（附則第20条の3、附則第22条関係）
- ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅の新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置
  - イ 新築住宅に係る税率の減額措置を受けるために必要な土地取得から住宅新築までの経過年数の要件を緩和する特例措置
  - ウ 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の控除額を上乗せする特例措置
- (2) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。（附則第23条関係）
- (3) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋等に代わるものとして取得された家屋等に係る課税標準の特例措置について、対象となる家屋等を居住困難区域内に所在していた家屋等に代わるものと局長が認める家屋等とし、及び当該家屋等の取得期限を居住困難区域の指定の解除があった日から起算して3月（新築の家屋にあつては、1年）を経過する日までとすることとした。（附則第23条の3関係）

2 自動車取得税

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る税率及び課税標準の軽減措置について、適用基準の見直しをするとともに、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。（附則第24条の2、附則第24条の2の3関係）
- (2) 一定の基準に適合した路線バス等並びに一般乗用旅客運送事業を営む者の事業の用に供する乗用車及びトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日（車両総重量が22トンを超えるトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）及び車両総重量が13トンを超えるトラック（けん引自動車に限る。）にあつては、平成26年10月31日）までに行われた場合には、自動車取得税の課税標準を軽減する特例措置を講ずることとした。（附則第24条の2の3関係）。
- (3) 警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものとして取得された自動車に係る自動車取得税の納税義務の免除の特例措置について、対象となる自動車を自動車持出困難区域内の自動車に代わるものと局長が認める自動車とし、及び当該自動車の取得期限を自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から平成26年3月31日までとすることとした。（附則第24条の2の4関係）

3 軽油引取税

課税免除の対象となる軽油の引取りの範囲を改めるとともに、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。（附則第24条の4関係）

4 自動車税

- (1) 新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対する税率の加重措置の適用対象を改めるとともに、その適用期限を平成26年度まで延長することとした。（附則第25条関係）
- (2) 電気自動車等に係る税率の軽減措置の適用期限を平成26年度まで延長することとした。（附則第25条関係）
- (3) 警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものとして取得された自動車に係る自動車税の納税義務の免除の特例措置について、対象となる自動車を自動車持出困難区域内の自動車に代わるものと局長が認める自動車であつて2(3)の特例措置の適用を受けるものとし、及び当該自動車に係る自動車税の納税義務の免除の特例措置の適用期限を平成26年度まで延長することとした。（附則第25条の2関係）

5 その他所要の整備をすることとした。（附則第22条、附則第22条の2、附則第25条関係）

6 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1条関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～附則第5条関係)